

令和7年度採用 福岡市消費生活センター
消費生活相談員（会計年度任用職員）募集案内

1 応募受付期間

随時（採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。）

2 募集区分、採用予定人員及び職務の概要

募集区分	採用予定人員	職務の概要
消費生活相談員	若干名	- 消費生活相談業務（助言、あっせん等） - 消費者教育・啓発に係る業務 - その他消費生活センターの事業に関する業務（会議への出席等）

3 受験資格

次の(1)～(4)までの要件を満たす人

- (1) 任用期間を通して職務に従事できる人
- (2) 以下の①②の要件をいずれも満たす人
 - ① 消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する消費生活相談員の資格を有する人（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成 26 年法律第 71 号）附則第 3 条の規定により消費生活相談員資格試験に合格した者とみなされる人を含む）
 - ② 国又は地方公共団体の消費生活センター及び消費生活相談窓口で消費生活相談員として消費生活相談業務に通算して 1 年以上従事した経験を有する人
- (3) 地方公務員法第 16 条の各号のいずれにも該当しない人
 - ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ② 福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない人
 - ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- (4) 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する（見込みがある）人

4 選考試験の日時、方法、会場及び合格発表

日 程	区 分	試験方法	会 場
選考試験 日時は、書類審査後に受験対象者へ通知する文書にてお知らせします。	面接試験	口頭試問 志望動機等の一般的な質疑のほか、専門知識についての質疑応答	福岡市消費生活センター （福岡市中央区舞鶴二丁目 5 番 1 号あいれふ 7 階）
合格発表	選考試験後 1 週間以内を目途に、受験者全員に郵送で合否について通知するとともに、合格者には電話でも連絡します。		

5 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、令和 8 年 3 月 31 日までに登録期間とする採用候補者名簿（以下、「候補者名簿」という）に登載されます。
- (2) 候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に令和 7 年 4 月 1 日以降の採用を行います。
- (3) 令和 7 年 4 月 1 日に採用されなかった場合でも、業務の必要に応じて年度途中で候補者名簿

から採用を行うことがあります。

- (4) 地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用1カ月（勤務日数が15日に満たない場合は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときに正式採用になります。

6 応募方法等

(1) 提出方法

郵送又は持参してください。

封筒の表面に「受験申込」と朱書きし、裏面には差出人の住所、氏名を記入の上、応募してください。

(2) 受付期間

随時（採用予定人数に達した場合は、募集を終了します。）

持参の場合は、平日の午前9時30分から午後5時まで。

(3) 提出書類

- ① 令和7年度採用 福岡市消費生活センター消費生活相談員（会計年度任用職員） 選考試験申込書

- ② 受験資格要件を満たしていることを証明するもの

- ・資格合格証の写し
- ・消費生活相談員資格試験のみなし合格者については、その期間等を証明するもの（消費者庁が定める様式「景表法等改正等法附則第3条第1項に係る実務経験証明書」を使用）
- ・指定講習会を終了した人については「指定講習会終了証」

- ③ 110円切手を貼った返信用封筒（長形3号…受験票送付用）

※ 必ず、封筒の表面に宛先として受験者の住所、氏名を記入してください。

(4) 提出先

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ7階

福岡市消費生活センター 職員採用担当

(5) その他

「選考試験申込書」は、福岡市ホームページからダウンロードしたものでも可能です。その場合、A4版 白色紙に印刷（両面、長辺とじ）してください。

(6) 注意事項

- ① 申込書の記入にあたっては、※欄以外は、すべて本人の自筆で記入してください。
- ② 申込書「連絡先欄」については、合格等の通知希望先が現住所と異なる場合は、希望される通知先を記入してください。現住所と同じ場合は、記入の必要はありません。
- ③ 提出された応募書類は、一切返却いたしません。
- ④ 申込書の提出が受付期間に間に合わなかった場合や申込書に不備がある場合は、無効となります。
- ⑤ 記載事項に虚偽があった場合は、採用資格を失います。

7 勤務場所

福岡市消費生活センター（福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ7階）

8 任用期間

任用開始日から令和8年3月31日まで

※勤務成績が良好な場合、65歳に達するまでは、再採用（翌年度も採用）を4回まで行うことができます。65歳に達した職員が、任期満了後も勤務を希望する場合は、公募に応募することになります。

9 勤務条件等

(1) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる一般職非常勤職員

(2) 勤務日等

① 勤務日

週4日程度（指定する4週間毎に16日勤務）

② 勤務を要しない日・休日

日曜日及び4週間を通じ8の月曜日から土曜日までのいずれかの日

祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）については、原則として勤務はありません。

③ 勤務時間

週の勤務時間：27時間30分

1日の勤務時間：原則として、8時45分から17時15分までの間で、1日5時間から7時間30分の勤務時間を割振ります。

休憩時間：勤務時間の途中において1時間

(3) 給与等

① 基本報酬

月額203,435円～221,390円（地域手当相当報酬を含む。）

採用日前10年間について、本市職員（会計年度任用職員や臨時的任用職員、嘱託員含む）として在職期間がある場合及び本受験に必要な各資格免許を必須とする業務に従事した期間がある場合は、その職歴に応じて給与月額を決定します。

② 諸手当

給与関係の条例、規則等の定めるところにより、通勤手当（月55,000円まで）、期末・勤勉手当（年2回（6月、12月））等が支給されます。

(4) 休暇等

任用期間及び1年間の所定勤務日数に応じて年次有給休暇を付与します。

その他、育児・介護等に係る休暇制度があります。

(5) 社会保険

健康保険（福岡市職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(6) 公務災害

福岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき補償します。

(7) 服務

地方公務員法に規定する服務の各規定が適用されます。（服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止）

(8) 給与等支給日

毎月20日

※ただし、時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当については翌月20日

(9) その他

採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

10 試験結果の開示

この試験の結果については、請求することができます。開示を請求する場合、以下3点を同封され、封筒の表に「試験結果の開示請求」と朱書きのうえ、請求先に郵送してください。なお、電話等による請求では開示できません。

- ① 成績開示請求書（福岡市ホームページからダウンロードしてください。ダウンロードできない場合は、請求先へお知らせください。）

- ② 110円切手を貼った返信用封筒に送付先の住所及び氏名を明記したもの
※「選考試験申込書」に記載のある住所以外への送付は行いません。
- ③ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）の写し
※氏名、生年月日、住所が確認できるもの

開示請求 できる人	開示内容	請求期間 ※消印有効	請 求 先
受験者本人	総合得点	合格発表の 翌週月曜日から 1 か月	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴二丁目5番1号 あいれふ7階 福岡市消費生活センター 職員採用担当

11 個人情報の取り扱いについて

申込書に記載された個人情報については、福岡市消費生活センター会計年度任用職員の選考試験、及び任用の手続きに関し必要な範囲内で利用します。

12 応募先、試験会場案内図



公共交通機関を利用してお越しください。

- ・地下鉄「赤坂」駅3番出口より徒歩約4分
- ・西鉄バス「赤坂門」バス停より徒歩約4分（明治通り）
- ・西鉄バス「法務局前」バス停より徒歩約3分（昭和通り）
- ・西鉄バス「長浜2丁目」バス停より徒歩約1分（那の津通り）

13 問い合わせ先

福岡市消費生活センター 職員採用担当
電話：092-712-2929